

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題の対応に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められており、その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、地方の歳出水準については、令和4年度から令和6年度までの3年間、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について令和3年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを目安とした予算編成を行うとされているが、社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、土地、家屋、償却資産を問わず、断じて行わないこと。本来、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症対策などの経済対策は、国の責任において国税や国庫補助金などにより実施すべきものであり、現行の特例措置等は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において講じられた、負担調整措置等により固定資産税が増加する土地について前年度の税額に据え置くとする特別な措置については、令和3年度限りとする事。
- 4 令和3年度税制改正において講じられた、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

- 5 国において炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、地方自治体が、地域の実情に応じ、裁量をもって地球温暖化対策を柔軟に推進することができる十分な規模の一般財源の確保が図られるよう、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月28日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
経済再生担当大臣

あて

三木市議会議長 大西秀樹